

春日部市告示第 6 4 1 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和 2 年 1 2 月 1 1 日

春日部市長 石 川 良 三

1 形質変更時要届出区域

別図のとおり（春日部市粕壁東 1 丁目 1 8 5 5 番 1、1 8 5 5 番 1 1）

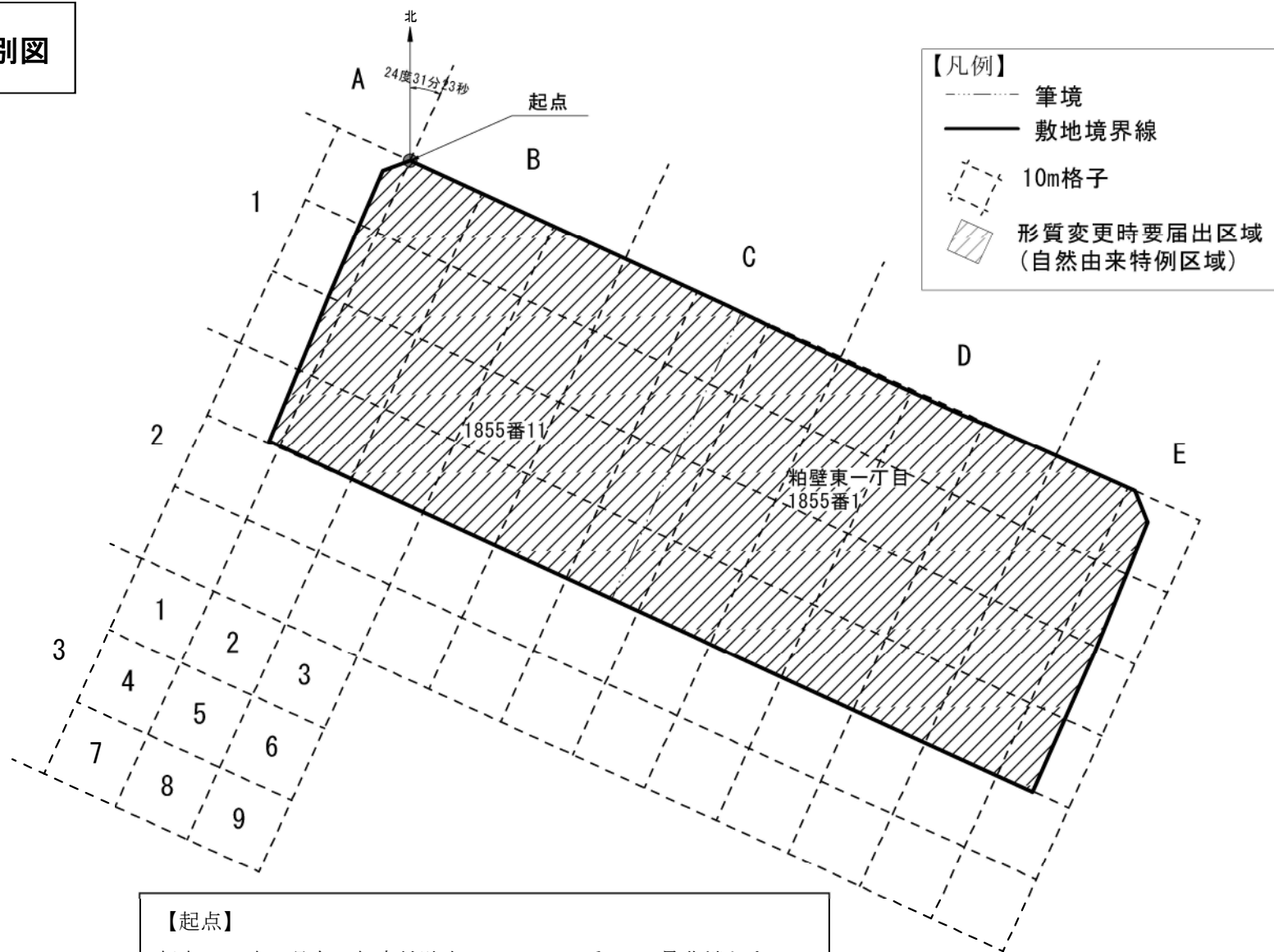
2 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 3 1 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、鉛及びその化合物

3 土壤汚染対策法施行規則第 5 8 条第 5 項第 1 0 号に該当する区域

別図のとおり（1 の区域と同じ）

別図



【起点】

起点は、埼玉県春日部市粕壁東一丁目 1855 番 11 の最北端とする。

【格子の回転角度 24 度 31 分 23 秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線より構成される格子を、起点を中心として、右回りに回転した角度を示す。